

保存期間：1年未満  
(平成24事務年度末)  
平成24年12月26日

各国税局(所)

個人課税課 審査指導係長 殿

国税庁

個人課税課 審理第一係長

児童福祉法の規定に基づき里親及びファミリーホーム事業者が支弁を受ける措置費等の取扱いについて(連絡)

児童福祉法の規定に基づき里親及びファミリーホーム事業者(以下「里親等」という。)が都道府県又は指定都市等(以下「都道府県等」という。)から支弁を受ける措置費等の取扱いについては、下記のとおりとなることに留意願います。

なお、本事務連絡を審理課(官)、管理運営課及び税務相談室に交付願います。

(注1)「里親」とは、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親をいう。

(注2)「ファミリーホーム事業者」とは、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業(以下「ファミリーホーム事業」という。)を行う事業者をいう。

(注3)「指定都市等」とは、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市及び児童福祉法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市をいう。

(注4)「措置費等」とは、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知『児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について』に規定する措置費等をいう。

記

## ○ 課税関係について

児童福祉法の規定に基づき里親等が都道府県等から支弁を受ける措置費等については、児童福祉法第57条の5第1項((租税その他公課の非課税等))に規定する「支給を受けた金品」には該当せず、課税の対象となる。

なお、ファミリーホーム事業者については、社会福祉法上、第2種社会福祉事業者となる(社会福祉法2③二)ことから、個人経営の場合、支弁を受ける措置費等については、原則として、その者の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入されることとなる。

一方、里親については、その者の行っている業務はファミリーホーム事業と類似しているものの、社会福祉法上、社会福祉事業とは位置づけられておらず、事業として行っているとまでは言えないことから、支弁を受ける措置費等については、その者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入されることとなる。

事業所得の金額及び雑所得の金額は、1年間の総収入金額から必要経費の総額を差し引いて計算することとされていることから、必要経費を差し引いた結果、残額が生じない場合には課税関係は生じないこととなる。

(以 上)